

1 適用

ヴァイサラ株式会社の本一般サービス条件（以下、「本条件」という。）は、ヴァイサラ株式会社（以下、「ヴァイサラ」という。）による、ヴァイサラのハードウェアおよび/またはソフトウェア（以下、「本件製品」という。）ならびにヴァイサラの顧客（以下、「顧客」という。）によって提供されるその他の製品の較正、修理、現場補修及びその他のサービス（以下、「本サービス」という。）に適用されるものとする。但し、本サービスが別途の合意（以下に定義。）の対象となる場合を除く。補修請求書の提出、本サービスの提案への回答、本サービスの発注またはヴァイサラからの本サービスの請求、調達もしくは受諾を行うことにより、顧客は、(a) 本条件の完全な承諾、および (b) ヴァイサラからの本サービスの調達に関連する顧客の文書に添付したいかなる条件も無効であり適用されないということを了解する。本条件は、両当事者が合意し、締結する別途の合意（以下、「合意」という。）をもって、書面により、差し替え、または改定することができる。かかる差し替えまたは改定がない限り、本サービスは、本条件および当該販売取引の関連文書にのみ準拠するものとする。なお、本条件および当該販売取引の関連文書は併せて、ヴァイサラと顧客の間の完全な契約（以下、「本契約」という。）を構成する。

許諾ソフトウェアの一般条件については、<http://www.vaisala.com/Vaisala%20Documents/Terms/DOC225649EN.pdf> における、ヴァイサラグループの一般ライセンス条件を参照されたい。

一般販売条件については、<http://www.vaisala.com/Vaisala%20Documents/Terms/DOC233428.pdf> を参照されたい。

ヴァイサラの Triton 製品に関する追加条件については、<https://www.skyserve.net/Skyservedev2/help/useragreement1.htm> を参照されたい。

2 相互の表明

各当事者は、(a) 自らが本条件に定める履行および義務を行う完全な権利、権能および権限を有していること、ならびに (b) 本契約に署名を行う代表者（該当する場合）が当該当事者を本条件の条件へ拘束させる完全な法的能力および権限を有していることを表明し、保証および約束する。

3 本サービス

3.1 必要な本件人材、本件パーツおよび本サービス

顧客によるヴァイサラに対する発注書または補修請求書の提出をもって、且つヴァイサラによる顧客の発注書または請求書の確認および受諾をもって、ヴァイサラは、本契約に特定される人材（以下、「本件人材」という。）、パーツ（以下、「本件パーツ」という。）または本サービスを提供するものとする。追加的な本件人材、本件パーツまたは本サービスが必要な場合、ヴァイサラは、ヴァイサラの事業所または当事者らの間で相互に合意されるその他の場所で、顧客に対してそれらが利用できるよう商業上合理的な努力をするものとする。かかる追加的な本件人材、本件パーツおよび本サービスは、本条件に従い提供され、顧客に対して追加費用がかかることも

ある。ヴァイサラは、自らの義務を履行する上で下請業者を使用する権利を有するものとする。

3.2 業務制限

顧客は、合意されたもの以外の業務または補修のために本件人材を使用する権利はない。但し、(a) 当初の受諾済み発注書の変更されたものが提出され、それがヴァイサラにより受諾される場合、または (b) ヴァイサラがその単独の裁量により、かかる追加業務を行うよう合意する場合を除く。かかる追加業務に関しては、本条件が適用されるものとする。

3.3 定額料金、基本日給

本契約に含まれる本サービスに対する定額料金（以下、「定額料金」という。）は、顧客の受諾済み発注書において特定される。追加的な本サービスについては、顧客は、顧客の受諾済み発注書に記載される基本日給で請求される。

基本日給に加えて、顧客は、ヴァイサラに対して、実施される業務に関連してヴァイサラまたは本件人材に発生する経費を補償するものとする。以下の項目に関しては追加手数料が請求される（本リストは以下を含むがこれらに限られない。）：ヴァイサラが実施していない本件製品の輸送または移設に起因する修理または損害に関する本サービス。電力、空調機または調湿装置の故障。ヴァイサラが実施していない変更、修正または追加。何らかの理由により発生した消失または損傷データの修正。

定額料金に含まれていない本サービスに関して、ヴァイサラは、顧客の請求により、故障を追跡した後（但し、その他業務を行う前に）、価格見積書を提供するものとする。見積書は、拘束力を有するものではない。但し、ヴァイサラは、最終的な価格が見積額よりも10%超上回ることが明らかな場合、顧客に対してそれを通知するものとする。顧客は、価格見積書または直前の文に記載される通知を受領後、実施しないことを選択した場合であっても、ヴァイサラに対して、本契約に従いヴァイサラが実施した業務に対する支払いはしなければならない。

定額料金は、通常使用による損傷またはその他の理由により正常運転を維持することのできなくなった本件製品に関する本サービスを含まない。かかる項目に関して、ヴァイサラは、顧客の要請に基づき、必要な業務の価格見積書を提出するものとする。顧客が当該業務の実施を承認しない場合、ヴァイサラは、顧客に対する書面による通知をもって、当該項目を本サービスの範囲から削除することができる。

3.4 請求および支払い

本サービスの定額料金部分に対する請求書は、ヴァイサラによる顧客の発注書の受諾から30日以内に発行されるものとする。定額料金に含まれていない本サービスおよび出張費およびその他の費用に関して、ヴァイサラは、実施された業務および発生した費用に対して月次請求書を発行するものとする。請求書の額は、請求書の日から30日以内に支払われるものとする。基本日給、時間外労働手当、手当等の請求は、時間報告書に基づくものとする。

支払期日以降に未払いの異議のない支払いは、かかる支払期日から、未払いの異議のない額に対して、年利12%の利息が発生するものとする。

3.5 税金および関税

別途の定めがある場合を除き、ヴァイサラは、本契約の履行においてヴァイサラまたはその本件人材に対して請求されるすべての税金、関税およびその他の徴税の払い戻しを受けるものとする。

3.6 契約期間、新規手数料の通知

別途の合意がある場合を除き、本契約は1年間の期間で締結され、現契約期間の満了から少なくとも2ヶ月前に書面による通知を行うことにより解除されない限り1年毎に延長されるものとする。定額料金がインデックス条項に従い調整される場合を除き、ヴァイサラは、定額料金の増額を要求することができる。但し、ヴァイサラは、顧客に対して、現契約期間の満了から少なくとも3ヶ月前に次の契約期間に対する定額料金を書面により知らせるものとする。

3.7 開始日の通知 - 予定本サービス

予定された本サービスの時期が顧客の受諾済み発注書に特定される場合を除き、ヴァイサラは、顧客に対して、計画された本サービスが実施される予定である時期の少なくとも1週間前に書面により通知するものとする。

3.8 開始日の通知 - 事後保全

別途の合意がある場合を除き、顧客は、ヴァイサラに対して、事後保全を実施するよう請求している時期を実務上可能な限り速やかに書面により通知するものとする。ヴァイサラは、顧客の請求書の受領をもって、業務を実施するためのリソースの入手可能性および補修が実施される予定の時期を確認する。

3.9 準備、出張

明示的またはその他の合意がある場合を除き、以下が適用されるものとする。

- A. **準備:** 顧客は、技術に関する計画および図面の精査等の準備業務に対して定額料金の請求を受ける。
- B. **ヴァイサラの事業所と顧客の現場または施設の間の出張:** 顧客は、現場訪問に関連したあらゆる合理的な出張費を負担するものとする。本件人材は、可能な限り、エコノミークラスで出張を行うものとする。

合理的な出張費は、以下を含むがこれらに限られない。

- a) 飛行機、電車、船、バスおよびタクシーによる移動の料金、自動車レンタル料、ならびに私有車の使用に対する旅費補償。
- b) 毎日の食費。
- c) 宿泊費。
- d) 本サービスの実施に直接関連する機器および道具に係る輸送費、関税および保険料。

合理的な出張費は、その状況において豪華または高価であるものを含まないものとする。

3.10 労働時間

顧客の受諾済み発注書において顧客との別途の合意がある場合を除き、ヴァイサラの週の労働時間は、月曜日から金曜日までの午前6時から午後6時までの間における8時間シフトとする。本サービスが実施される国の標準的な祝日に加えて、ヴァイサラは、フィンランドの標準的な祝日も取得する。

通常労働時間外でなされた労働は時間外労働とみなされ、別途の請求を受ける。

3.11 施設へのアクセス、安全

顧客は、ヴァイサラが、合意または通知された保守またはその他の本サービスの時期に補修される本件製品へアクセスすることができることを保証する。顧客は、本件人材が業務を実施する現場および敷地が当該業務に適した環境であること、ならびに本サービスが健康に害のあるまたは危険な環境で行われないことを保証する。顧客は、本件人材が、安全もしくは衛生の危険または傷害もしくは損害のリスクにさらされないようにするためのあらゆる必要な措置を取るものとし、必要な保護具を手配し、その支払いを行うものとする。本件業務の開始の4週間前に、顧客は、ヴァイサラに対して、現場および敷地で有効なすべての関連する安全性にかかる規制を通知するものとする。さらに顧客は、業務開始前にあらゆる必要な安全および予防措置が取られていること、ならびに本件人材が、業務の実施される状況および遭遇し得るリスクにつき十分に情報付与されることを保証する。

本件人材がその単独の裁量により、敷地が本サービスを実施するために安全ではないと判断した場合、かかる本件人材は、顧客に対して、安全ではない状況を通知するものとし、顧客が安全の要件が適切且つ完全に充足されるまでの間、ヴァイサラに対する罰金または責任なしで本サービスの実施を拒否することができる。

かかる特別な必要性が発生した場合、顧客は、ヴァイサラに対して、無償で、支援する担当者ならびに必要な道具および機器、操作者による昇降および移動機器、足場（架設および撤去を含む。）、電力および配線、必要な接続等を提供するものとする。顧客の担当者がヴァイサラの監督の下で業務を実施する場合、顧客の担当者は、当該業務を実施する資格を有していなければならない。疑義を避けるために付言すると、ヴァイサラは、ヴァイサラの従業員以外の従業員に対する管理またはその他の責任を有していない。

3.12 通常保守、当初の本件パーツ

顧客は、必要な通常保守に関する単独責任を負い、業務および保守の活動の記録を取るものとする。本サービスは、通常保守の追加であって代替ではない。マニュアルに記載され、各本件製品につきラベルおよび/または折込の付された通常保守の指示を厳守するのは顧客の単独責任である。別途の合意がある場合を除き、ヴァイサラおよび顧客は、保守を実施する場合、OEM パーツまたはそれと同等の質のパーツのみを使用するものとする。

4 秘密保持

いずれの当事者も、他方当事者の書面同意なしで、第三者に対して、当該本サービスの関連文書またはヴァイサラが提供する本サービスに関連して提出される秘密情報を開示、移動、送信またはその他提供することはできない。但し、本契約に基づきまたは法律もしくは政府規制に基づく（情報請求または召喚による）義務を履行する目的で、秘密情報を開示するよう義務付けられる場合はこの限りではない。本第4項の義務は、本契約の満了および終了後も3年間存続するものとする。

5 知的財産権

一方当事者のすべての商標、著作権、商号、特許、意匠、図面、技術データ、営業秘密および秘密情報として指定されたその他の情報は、当該当事者の単独財産である。一方当事者から他方当事者へ提供される文書またはその内容は、提供側当事者の書面による事前許可なしで、それらが提供された目的以外の目的で使用してはならない。

6 補償および責任制限

6.1 ヴァイサラによる知的財産権の補償

ヴァイサラは、顧客へ提供された本件製品または本サービスがいずれかの第三者の著作権、特許もしくは商標を侵害する、営業秘密の不正流用を構成する、またはその他の知的財産権もしくは所有権を侵害するという請求に起因して第三者が提起した法的措置、裁判、訴訟、仲裁または紛争において、顧客の被補償当事者（以下に定義。）が被るまたはそれに発生する一切の損害、損失、責任、費用および経費に対して、顧客ならびにその取締役、役員、メンバー、管理者、従業員および代理人（以下、「顧客の被補償当事者」と総称する。）のそれぞれを免責し、防御し、補償するものとする。顧客の被補償当事者は、遅滞なく、ヴァイサラに対して、かかる法的措置、裁判、訴訟、仲裁または紛争について書面により通知するものとし、また、それらに関して和解またはいかなる自認も行ってはならない。ヴァイサラは、自らの経費により、法的措置、裁判、訴訟、仲裁または紛争を指揮する選択肢を与えられるものとし、また、それらを防御するために必要なあらゆる情報、承認および支援を受けるものとする。

前述の補償は、(a) 顧客の被補償当事者の過失行為もしくは意図的な不正行為に起因する場合の請求、損害、損失、責任、費用もしくは経費、(b) 顧客による本件製品の修正（ヴァイサラが本サービスを提供する前もしくは後）または顧客による本件製品とヴァイサラが提供していない何らかのハードウェア、ソフトウェアもしくは補修との組み合わせがなかったとすれば、かかる侵害、不正流用もしくは違反が発生しなかった場合、または (c) 顧客と同じ会社グループに所属するか、もしくは顧客の被補償当事者と何らかの関係を有するその他の事業体による請求に対しては適用されないものとする。

6.2 一般補償

各当事者は、一方当事者による本契約に基づく過失行為に起因する人の傷害、死亡または無形財産の損失もしくは損害に起因する、第三者による一切の請求、要求、裁判、法的措置または手続き（ならびにそれらから発生する費用、経費および責任）に対して、他方当事者ならびにその取締役、役員、メンバー、管理者、従業員、コンサルタント、請負業者および代理人を免責し、防御し、補償するものとする。前述の補償は、かかる傷害、死亡、無形財産の損失または損害が、補償を求める当事者による故意の不正行為または重過失が全部または一部の原因となる場合には適用されないものとする。

6.3 責任制限

本契約のいかなる定めにかかわらず、または別途の定めにかかわらず、本契約に起因または関連する一切の損害、損失、責任、費用および経費（以下、「損害等」という。）に係る、一方当事者の、他方当事者およびすべての被補

償当事者に対する最大責任総額は、契約、不法行為またはその他のいずれによるかを問わず、顧客の被補償当事者が上記第 6.1 項に従い受ける権利を有する補償を除き、本契約に基づきヴァイサラに対して支払ったまたは支払うべき対価の総額を超えないものとする。

6.4 間接的な損害等の不存在

いずれの当事者も、発生した間接的、付随的、結果的、懲罰的、特別または懲罰的損害（利益または収益の損失を含むがこれらに限られない。）（本契約の条件に従い販売される本サービスおよび本件パーツに対する全額の支払いを除く。）につき、契約または不法行為のいずれに基づく行為であるかを問わず、一方当事者がかかる損害等の可能性を知らされていたとしても、予想可能であるか予想不可能であるかを問わず、他方当事者に対する責任を負わないものとする。データの喪失に起因する損害等は、間接的損害とみなされ、本第 6.4 項の適用の対象になるものとする。

7 本サービスの保証

ヴァイサラは、本条件により、すべての本サービスが重大な瑕疵なしで職人らしい方法で実施されることを表明し、保証する。ヴァイサラは、合意された仕様に従い本サービスの実施または本件パーツの提供を行わない場合、顧客の書面による通知の受領後、遅滞なく欠陥を是正するものとする。ヴァイサラは、合意された仕様がでない場合、当該の本サービスまたは本件パーツに係るヴァイサラの仕様および確立した品質要件に従い、本サービスの実施および本件パーツの提供を行うことを約束する。

別途の合意がある場合を除き、ヴァイサラの本項に基づく責任は、本サービスが実施されてから 6 ヶ月以内に判明した瑕疵にのみ適用されるものとし、ヴァイサラの本件パーツの責任は、ヴァイサラが当該本件パーツを設置してから 12 ヶ月以内に判明した瑕疵にのみ適用されるものとする。

8 輸出管理および遵守

(a) 本契約の対象技術は、本条件に基づき提供されるすべての本サービスを含め、1979 年輸出管理法 (50 USC 2401-2410)、それに基づき公布された輸出管理規則 (15 CFR 768-799)、国際武器取引規則 (22 CFR 120-128 および 130)、および海外汚職行為防止法、ならびにそれらを継承および補足する法律および規制（以下、「輸出規制等」と総称する。）に基づく輸出目的での規制の対象となる。顧客は、顧客自ら、または、その取締役、役員、メンバー、管理者もしくは従業員または本取引において運送業者、荷受人、エンドユーザー、コンサルタント、代理人その他として直接関与する、顧客が知っている者もしくは事業体が、米政府の制限対象者リストに指定されていないことを表明する。かかるリストには、米商務省産業安全保障局の拒否者リスト (Denied Persons List)、法人リスト (Entity List) もしくは未証明者リスト (Unverified List)、米財務省海外資産管理室の特別指定国家及び封鎖者リスト (Specially Designated National and Blocked Persons List) または米國務省国防貿易管理局の禁止対象者リスト (Debarred Parties List)、あるいは顧客または本契約の対象となる本サービスも

しくは関連技術の関与する取引に対して管轄権を有する国の制限対象者リストを含むがこれらに限られない。顧客は、(1) 輸出規制等が、特定分類のデータ、物およびサービスの第三国および米国外の居住者（米国において合法的に労働する外国人を含む。）に対する輸入、輸出および移動に対して制限を課するものであること、(2) かかるデータ、物および／または関連サービスの輸出前に、米商務省および／または米商務省からの認可が必要となることもあること、ならびに (3) かかる認可が、かかるデータおよび物の使用および更なる開示に対して更なる制限を課するものとなることもあることを了解する。顧客は、本条件の対象技術の輸入、輸出および再輸出に関連するすべての米国政府規制を遵守することに同意する。また、顧客は、本条件の対象技術の輸入、輸出、再輸出および使用に関連する日本のあらゆる規則および規制を遵守することにも同意する。

顧客は、本件製品の輸出、輸入および使用に必要な輸出入の認可およびその他許可を取得する全責任を有するものとする。ヴァイサラは、すべての必要な輸出入の認可および許可が取得されるまでの間、本契約の履行を開始する義務を負わないものとする。

(b) 顧客は、顧客による本項の条項の不遵守および上記 (a) 項に定める保証違反の請求、裁判、訴えまたは告訴に起因する一切の請求、損害、裁判、法的措置または手続き（ならびにそれらから発生する費用、経費、罰金、過料および責任）に対して、ヴァイサラ、ならびにその取締役、役員、メンバー、管理者、従業員、コンサルタント、請負業者および代理人のそれぞれを免責し、防御し、補償するものとする。但し、顧客がヴァイサラから当該本件製品または本サービスの輸出分類を請求し、ヴァイサラが正確な輸出分類を提供しない場合、前段の補償条項は適用されないものとする。本項に定める顧客による要件不遵守または表明違反は、本契約の重大違反になるものとする。

9 一般条項

9.1 不可抗力

いずれの当事者も、不可抗力事由に起因する、納品遅延または自らの義務の誠実な履行の不履行に対して責任を負わないものとする。かかる不可抗力事由は、以下を含むがこれらに限られない：ストライキもしくはその他の産業もしくは労使紛争、火災、洪水、砂嵐、自然災害、天災、暴動、戦争、総動員、輸入、輸出、通貨の制限もしくは禁輸、政府もしくはその他の管轄当局の法律、規制もしくは作為（もしくは不作為）に起因する状況、輸送中の交通、港もしくは空港の渋滞、遅延もしくは事故、停電、通信障害、テロ行為、大規模な致死性の疾病、労働者、材料、電力、燃料もしくは輸送手段の不足、またはその他類似の事態（いずれか当事者またはその供給者もしくは下請業者のいずれかに影響を与えるかを問わない。）、またはいずれかの当事者の合理的な制御範囲を超えるその他の理由もしくは状況。

不可抗力事由の影響を受けた当事者は、他方当事者に対して、商業上合理的に速やかに書面により通知を行うものとする。各当事者は、6ヶ月を超えて本第9.1項に基づき本契約の履行が停止される場合、他方当事者に対して書面により通知を行うことにより、本契約を解除する権利を有するものとする。

本サービスが高リスクの国または地域（ヴァイサラの単独判断による。）で要請または実施されている場合、ヴァイサラは、その担当者もしくは財産（またはヴァイサラの下請業者の担当者もしくは財産）の安全が合理的に確立または維持することができないと判断した場合、本サービスの実施を停止または終了する権利を留保する。

9.2 譲渡

いずれの当事者も、本契約または本条件に基づく権利もしくは義務の全部または一部を譲渡または移転することは認められない。但し、他方当事者の書面による承認がある場合を除く。かかる承認は不合理に留保してはならない。本第9.2項に違反した譲渡の意図は、無効とする。

9.3 権利非放棄

本契約に基づくいかなる権利の不履行も、その将来の履行またはその他の権利の放棄とはみなされない。

9.4 可分性

本契約のいずれかの条項が違法、無効または執行不可能とされた場合、かかる条項は、当事者らの意図を達成できよう最大限認められる範囲で執行され、残余条項の有効性、適法性および執行可能性は、当該条項を執行し続けることにより当事者らの意図を妨げる場合を除き、一切の影響を受けず、または害されない。

9.5 気象予報および評価の性質

当事者らは、顧客が気象予報および／または評価のデータサービスを購入している場合、気象予報および評価が不確実な科学に基づくものであること、ならびに本契約に基づき提供される予報および評価には誤りが含まれることを了解する。本サービスに含まれる、または本サービスにより提供される内容またはデータの使用または適用は、かかる本サービスの受領者自らの単独責任によるものとする。当該受領者は、当該本サービスの使用または適用に関してすべての責任および義務を引き受けるものとする。

9.6 解除

一方当事者に関して、破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別清算手続き開始もしくはその他の支払不能に関する法的手続きまたはそれらに類似する私的整理手続きにつき請求が開始された場合、他方当事者は、その他の権利または救済を害することなく、書面による通知をもって直ちに本契約を解除することができる。

一方当事者が本契約の重大な違反を犯し、通知を受けてから30日以内に当該違反を治癒しない場合、非違反当事者は本契約を解除することができる。

解除の場合、ヴァイサラは、提供済みの本サービスおよび本件パーツならびに仕掛品に対する支払いを受ける権利を有するものとする。

9.7 準拠法および紛争解決

本契約は、法律規則の抵触にかかわらず、日本の法律に準拠し、それに従い解釈されるものとする。国際物品売買契約に関する国連条約（CISG）の適用が除外されることを明示的に合意する。

当事者らは、本契約に関連または起因するいかなる紛争も、まず、誠実な交渉により解決するよう試みるものとする。当事者らは、交渉により紛争を解決することがで

DOC233429-A

きない場合、日本の東京地方裁判所が、本契約またはその違反に起因または関連するすべての請求または紛争に対する専属管轄権を有することに合意する。